

教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年10月25日

香 川 県 教 育 委 員 会

香川県教育委員会規則第5号

教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則

教育職員免許状に関する規則（昭和35年香川県教育委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第3号様式（第20条関係）</p> <p style="text-align: center;">宣 誓 書</p> <p>私は、次に掲げる者に該当しないことを宣誓します。</p> <p>1 <u>禁錮</u>以上の刑に処せられた者</p> <p>2 教育職員免許法第10条第1項第2号又は第3号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から3年を経過しない者</p> <p>3 教育職員免許法第11条第1項から第3項までの規定により免許状取上げの処分を受け、当該処分の日から3年を経過しない者</p> <p>4 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">現住所 _____ 氏 名 _____ ㊟</p> <p>記載注意 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができる。</p>	<p>第3号様式（第20条関係）</p> <p style="text-align: center;">宣 誓 書</p> <p>私は、次に掲げる者に該当しないことを宣誓します。</p> <p>1 <u>成年被後見人又は被保佐人</u></p> <p>2 <u>禁錮</u>以上の刑に処せられた者</p> <p>3 教育職員免許法第10条第1項第2号又は第3号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から3年を経過しない者</p> <p>4 教育職員免許法第11条第1項から第3項までの規定により免許状取上げの処分を受け、当該処分の日から3年を経過しない者</p> <p>5 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">現住所 _____ 氏 名 _____ ㊟</p> <p>記載注意 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができる。</p>

附 則

- 1 この規則は、令和元年12月14日から施行する。
- 2 改正前の第3号様式による用紙は、当分の間、修正して使用することができる。